

あなたの税が未来をひらく

—市町村税徴収強化月間2010冬—

◆全県下一斉の取組

栃木県では、納税の公平と税収の確保を図るため、年末の11月～12月を「市町村税徴収強化月間」として、各市町との協働により、全県下一斉に徴収の強化に取り組めます。

◆一人ひとりが県や市を支える

これからは、県民の皆さん一人ひとりが、これまで以上に重要な役割を担うこととなります。国ではなく、納税者である皆さんが県や市を支えていくことになるのです。

◆自主的な納付

県や市は、自主的な納税を期待しています。期限を過ぎても納付がない場合は財産の滞納処分（差押・公売など）をしなければなりません。差押財産の調査のため、滞納者の住居や事業所の搜索、自動車差押のためのタイヤロック（写真）をすることもあります。滞納処分をしなくてもよいように、皆さんの自主的な納税をお願いします。



◆三位一体改革と税源移譲

平成19年度から三位一体の改革により国からの補助や負担金が削減され、その分が住民税（地方税）に移し替えられました。しかし、財源ではなく税源の移譲なので、住民税の収入率が低いと、県や市の歳入は少なくなってしまう。（※住民税が増えた分、所得税（国税）は減っています。）

このことは、県や市の予算に占める住民税の割合が、大きくなったことを意味しています。

税収が確保できなくなると、県民の皆さんが必要とする行政サービスの提供に支障をきたすことになったり、県民の生活に欠かせない事業が行えなくなります。

【県や各市町では税収確保に向け、次のような取組みを行っています】

納税相談

市町村税を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。



納税催告

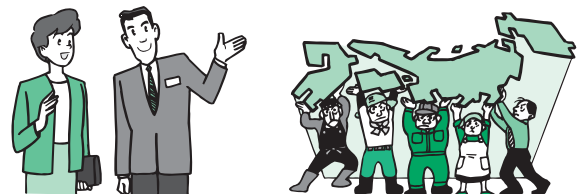
納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書等の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

財産調査

滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。

給与調査

滞納者の給与を差押するため、勤務先に対し給与の調査を行います。



差押処分

不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押を行います。差押後も納付されない場合、差押財産の公売・取立を行います。

問い合わせ先

税務課 収納グループ ☎40-5554